

第3次 御嵩町地域福祉計画

地域福祉計画とは

地域福祉とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や町行政、福祉サービスを提供する事業者などの社会福祉関係者が、お互いに協力して地域社会における福祉課題の解決に取り組む考え方です。

そして、その指針となるのが地域福祉計画です。また。高齢者、子育て家庭、障がい者をすべて含むものが地域であり、地域福祉という視点からこれらの分野をつなぎ、包み込んだ計画です。



法的な根拠 この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。

計画の期間 2019年度～2023年度の5年間です。

基本理念

第1次 “ふれあい 支えあいによる 安心して暮らせるまちづくり”

第2次 “ともに生き、ともにつくる 安心とふれあいのあるまち みたけ”

本計画は、行政や社会福祉協議会、サービス提供事業所だけでなく、住民や地域活動団体、ボランティアなど多様な主体が協働し、誰もが安心して暮らせる社会とするための指針であり、第5次総合計画のまちづくりの理念である「『参加のまちづくり』から『協働のまちづくり』へ」を具体化するための計画です。そこで、本計画においても、第2次計画の基本理念を継承し、施策を推進していきます。

ともに生き、ともにつくる
安心とふれあいのあるまち みたけ

施策の展開

重点課題

地域共生社会を目指すネットワークづくり

ヒアリングや住民懇談会では、介護・福祉サービスや住民の見守りだけでは単純に解決しない困難な事例もあり、専門職によるコーディネートと、地域のネットワークの強化が求められています。

地域を支える人づくり

町民アンケートや住民懇談会では、地域の担い手や後継者の不足、地域の人たちのつきあいが希薄になっているなど<人>の問題が課題として多くあげられました。

地域福祉の拠点づくり

住民懇談会では、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが気軽に利用できるつどいの場、気軽に相談でき情報が得られる場などの場づくりに関する提案が多くありました。

生活を守る移動のしくみづくり

町民アンケートでは、地域の課題について最も高かったのは「移動・交通の利便性が低い」でした。住民懇談会においても、移動と外出支援については、いずれのグループでも課題としてあげられていました。

基本目標と施策の方向性

分野を超えてつながる

- 包括的なネットワークの構築
- 地域共生社会の基盤づくり
- 防犯・防災対策の推進
- 生活困窮者支援の推進

誰もが自分のことのように考え行動する

- 福祉教育の推進
- 地域福祉活動の推進
- 広報啓発の推進
- ボランティアの育成

誰もが安心できるつどいの場をつくる

- 交流活動による地域への関心の向上
- 地域福祉の拠点づくりの推進

柔軟なサービスのしくみをつくる

- 相談支援の充実
- 情報提供の充実
- 広報啓発の推進
- 福祉サービスや支援の確保



「あなたの住んでいる地域には、どのような課題や問題があると感じていますか」(複数回答)に「少子高齢化により、地域の担い手・後継者が不足している」と回答した人の割合

	2013年	2018年	変化	
全 体	34.3%	36.8%	+2.5ポイント	↑
上之郷地区	54.4%	56.1%	+1.7ポイント	↑
御 嵩 地 区	28.7%	36.7%	+8.0ポイント	↑
中 地 区	30.6%	35.4%	+4.8ポイント	↑
伏 見 地 区	37.1%	31.6%	-5.5ポイント	↓

重点的な取組

総合相談機能の充実・強化

Step1

複合化した福祉課題に対応するため、各相談窓口の連携を強化するとともに、情報の共有化を進めます。

Step2

相談事例が、専門職の関与を要する事例か、地域での支援が適切な事例かを判断する調整・コーディネート機能を強化します。

Step3

複合化した福祉課題を、個人ではなく家族単位で包括的に解決していくしくみを確立するとともに、専門職種、地域関係者などの参加による事例検討の場を設け、個別事例から地域課題の発見・共有化につなげます。

住民主体の地域福祉活動拠点の整備

Step1

つどいの場、こども食堂、ほっとねっとなど既存の住民主体の地域福祉活動拠点や、既存のボランティア活動を広く住民に周知するため、「見える化」を推進します。

Step2

「我が事」「丸ごと」の地域共生社会の理念を、さまざまな機会を利用して啓発します。

Step3

社会福祉協議会との連携のもと、各地域福祉活動の拠点において参加者が地域の課題を共有し、その解決策について話し合いができるような環境を整えます。また、専門職の介入などにより解決に向けた具体的な取組を支援します。

計画の推進

計画の推進体制

計画の推進主体と連携の促進

実施主体は、地域住民、各種団体、事業所、社会福祉協議会、行政などを包含したすべての住民であり、お互いに連携し、一緒に取り組むことが重要です。

社会福祉協議会との連携

地域福祉の中心的な担い手として位置付けられている社会福祉協議会との連携を強化し、その事業や活動について、支援していきます。

庁内の推進体制

福祉はもとより、教育、防災、防犯、まちづくり、生活環境などさまざまな分野にわたるため、福祉課が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進します。

各種地域組織・団体などとの連携

多様な主体と協働して推進するため、民生委員・児童委員をはじめ地域福祉に関係する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整えます。

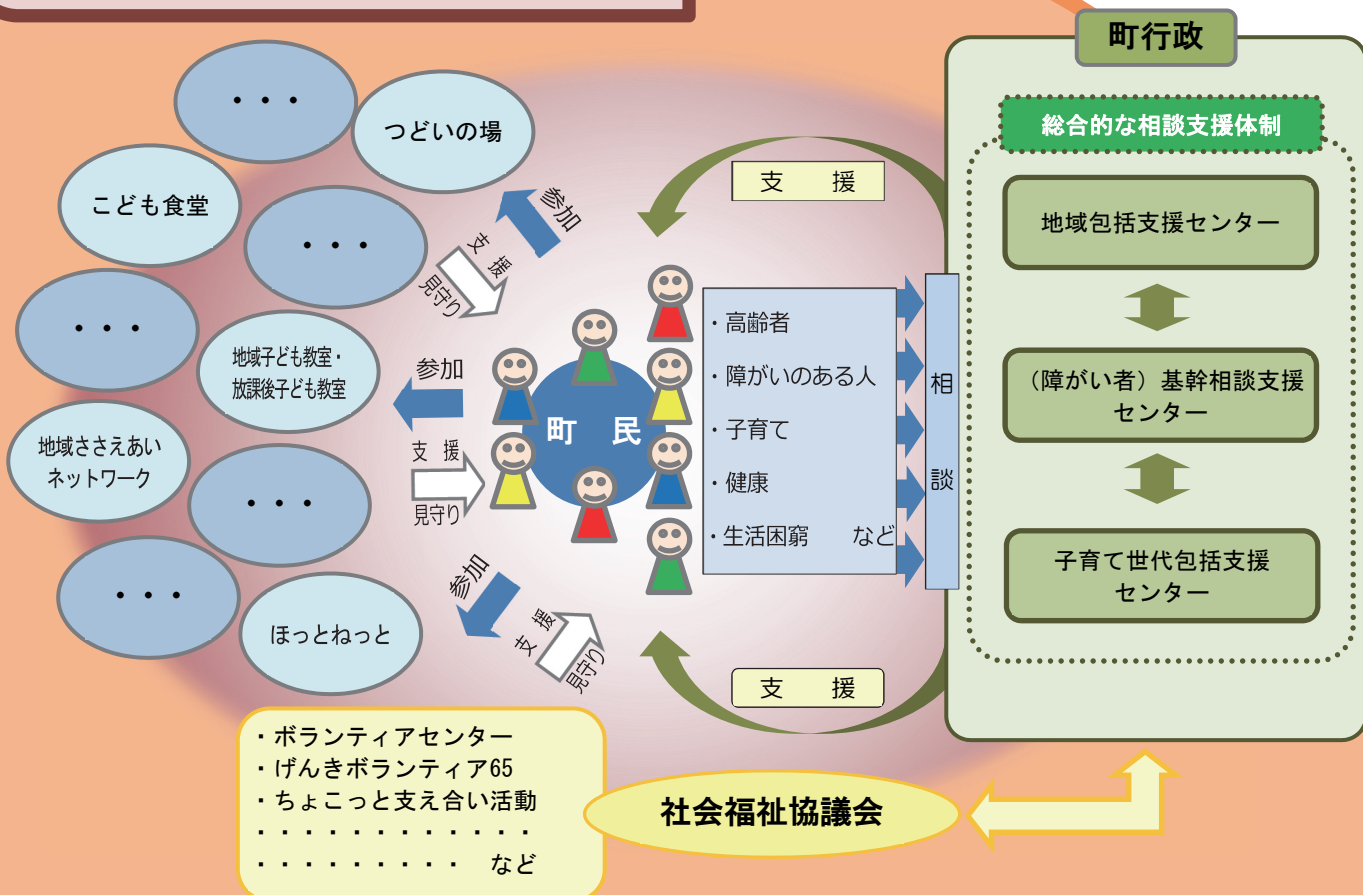
進行管理

計画の進捗状況を客観的に把握し、評価するために、御嵩町地域福祉計画等策定委員会において進行管理を行っていきます。計画期間中、年度ごとに進捗状況をチェックするとともに、2023年度には総括的な評価を行います。

計画の周知

地域福祉を推進するためには、できる限り多くの住民の理解と参画が必要となります。そこで、町広報紙ほっとみたけや町ホームページなどを通して、本計画の趣旨や地域福祉に関する情報提供を行い、住民が主体的に活動できるような環境を整えていきます。

御嵩町がめざす地域福祉の姿



基本理念を具体化し、地域共生社会を実現するために、

住 民 地域の福祉課題について自分のこととして当事者意識を持って、その解決に取り組みます。

町行政 住民の主体的な地域福祉に関する取組を支援するとともに、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制の構築に向け、総合的な相談支援体制の整備を進めます。

皆さんの声をもとに策定しました
ご協力いただき、ありがとうございました！



町民アンケート調査 町民を対象に、地域の課題や福祉に対する考え方などをお聞きしました。

ヒアリング調査 地域福祉を推進するにあたって、キーパーソンとなる機関や団体などを対象にヒアリング調査を実施して、活動状況を把握するとともに、活動上の問題点や、地域福祉推進に係る課題を把握しました。

住民懇談会 住民が自らの生活実感から地域の課題を明らかにし、それを住民同士で共有する場として住民懇談会をグループワークの形式で2回開催しました。

第3次御嵩町地域福祉計画 ダイジェスト版

2019（平成31）年3月

発行 御嵩町

編集 福祉課

〒505-0192

岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239-1

TEL 0574-67-2111 FAX 0574-67-1875

URL <http://www.town.mitake.gifu.jp/>